

新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業 実施要領

令和5年4月1日

新潟県農林水産部農産園芸課

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 実施要領 | 1 |
| 2 | 実施基準（別表1） | 4 |
| 3 | 事務処理系統等（別表2） | 6 |
| 4 | 様式集 | |
| | (1) 関係様式 | |
| | 事業実施申請書（様式第1号） | 7 |
| | 認定前着手届（様式第2号） | 8 |
| | 事業完了報告書（様式第3号） | 9 |
| | (2) 別記様式 | |
| | 実施計画書（実績報告書） | |
| | 新たな米政策推進活動支援事業（別記様式1号） | 10 |

新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業実施要領

第1 趣旨

新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則及び新潟県農産園芸費補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 実施方針

本事業は、新潟米の需給調整や需要に応じた米づくりの取組を支援するものとする。

第3 実施基準

この事業の実施基準は、別表1に定めるとおりとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の策定

事業主体は、県等の関係機関の助言を得て、事業実施計画書（別記様式1号）を作成するものとする。

2 事業実施の申請及び認定

(1) 事業主体は、事業実施計画書を市町村長へ提出するものとする。

ただし、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会が実施しようとする事業に係る申請は、事業主体が自ら行うものとする。（第7においても同様とする。）

(2) 市町村長は、事業実施申請書（様式第1号）を作成の上、所管の地域振興局を経由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。

(3) 知事は、申請の内容を審査し、必要に応じて、事情聴取、現地調査等を行い、適当と認められる事業について認定を行うものとする。

(4) 市町村長は、知事の認定を受けた後、事業主体へ通知するものとする。

第5 事業実施計画の変更

第4の2により認定された事業計画において、下記の変更が生じた場合は、第4に準じて行うものとする。

- ① 事業の中止又は廃止
- ② 事業費の3割を超える変更

第6 事業の実施

- 1 事業主体は、知事の認定を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 事業の着手は、原則として事業実施計画の認定後に行うものとする。ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届（様式第2号）を提出した上で着手するものとする。
- 3 前項ただし書の規定により、事業実施計画の認定前に着手した場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。
- 4 2及び3の規定は、第5の変更を行う場合についても準用する。

第7 完了に伴う手続き

- 1 事業主体は、事業が完了したときは、事業実績書（別記様式1号）を市町村長へ提出するものとする。
- 2 市町村長は、事業主体から提出された事業実績書を検査し、事業の履行を確認の上、事業完了報告書（様式第3号）を作成し、所管の地域振興局を経由して知事に報告するものとする。

第8 事務取扱等

- 1 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行うものとする。
- 2 事業の実施に当たり事業主体が提出する書類の種類、提出先、提出部数及び事務処理系統は、別表2によるものとする。

第9 指導推進体制

県は関係機関と連携し、事業実施計画の策定、事業の実施及び事業実施後の取組等について、指導助言に当たるものとする。

第10 事業実施後の措置等

事業主体は、事業実施に係る予算、会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理の経過等を明らかにしておくものとする。

第11 助成

- 1 県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。
- 2 補助率等は、要綱によるものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1

新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業実施基準

| 細事業名 | 目的 | 事業主体 | 実施期間 (以内) | 事業内容 | 採択基準（実施基準） | 参考 |
|----------------|--|-----------|--------------|--|--|----|
| 新たな米政策推進活動支援事業 | 新潟米基本戦略に基づき、主食用米・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを積極的に進める地域農業再生協議会等を支援する。 | 地域農業再生協議会 | 1年間 | <p>1 需要に応じた米生産取組支援</p> <p>(1) 地域協議会が行う以下に掲げる農業者への生産目安の提示等に係る経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者への目安提示 ○作付計画の県報告 ○非参加者への需給調整誘導 ○用途・品種別作付誘導 ○農業者への需給情報の提供 ○方針作成者の販売計画の情報交換 <p>(2) 補助率 定額</p> | <p>1 経営所得安定対策等推進事業と重複しない取組であること</p> <p>2 標準事業費</p> <p>(1) 区分A 940千円 (農業経営体数3,000戸以上)</p> <p>(2) 区分B 420千円 (農業経営体数1,000戸以上3,000戸未満)</p> <p>(3) 区分C 230千円 (農業経営体数1,000戸未満)</p> <p>※ 地域農業再生協議会管内の農業経営体戸数(※)により区分</p> <p>(※) 経営体戸数は、農林水産省が5年ごとに調査を実施している、農林業センサスの農林業経営体のうち「農業経営体数」の直近データによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【対象経費】 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> </div> | |

| | | | | | | |
|--|---|-------------------|------------|--|---|--|
| | <p>新潟米基本戦略に基づき、主食用米・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを積極的に進める県農業再生協議会を支援する。</p> | <p>新潟県農業再生協議会</p> | <p>1年間</p> | <p>2 県農業再生協議会活動支援</p> <p>(1) 支援内容 政策の円滑な実施のための県農業再生協議会が行う事務的取組経費を支援</p> <p>(2) 補助率 当該事業費の1/2以内</p> | <div data-bbox="1476 244 1926 440" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象経費】 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> </div> | |
|--|---|-------------------|------------|--|---|--|

別表2

書類の提出先、提出部数及び事務処理系統

| 提出する書類 | 提出先 ※ | 提出部数 | 事務処理系統 ()内は必要部数 |
|--------------------|-------|------|---------------------------|
| 事業実施申請書 実施計画書添付 | 地域振興局 | 2部 | →地域振興局→農産園芸課 (1部) (1部) |
| (認定前着手届) | | 1部 | →地域振興局 (1部) |
| 事業完了報告書 実施実績書添付 | | 2部 | →地域振興局→農産園芸課 (1部) (1部) |

(参 考)

| 提出する書類 | 提出先 ※ | 提出部数 | 事務処理系統 ()内は必要部数 |
|-------------------------|-------|------|---------------------|
| 補助金交付申請書 (変更を含む) | 地域振興局 | 1部 | →地域振興局 (1部) |
| 補助金概算払請求書 | | | |
| 補助金実績報告書 補助事業収支明細書添付 | | | |
| 遂行状況報告書 | | | |

※ 県農業再生協議会は、地域振興局を經由せず、農産園芸課へ直接1部提出

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（ 地域振興局長）

住 所
事業主体名等
代 表 者 名 代表

年度 新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業実施申請について

下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

| 事業種目 | 事業主体 | 事業費 | 負担区分 | | | 着 手 予 定 年 月 日 | 完 了 予 定 年 月 日 | 備考 |
|------|------|-----|------|-----|-----|---------------------|---------------------|----|
| | | | 県補助金 | 市町村 | その他 | | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

添付書類

事業実施計画書（別記様式 号）

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

住 所
事業主体名等
代 表 者 名 代表

年度 新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業認定前着手届

年 月 日付けで事業実施申請した標記事業について、下記のとおり認定前に着手したいので、対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、届出します。

記

1 認定前着手をしようとする事業

| | |
|---------|---|
| 事業種目 | |
| 着手予定年月日 | |
| 完了予定年月日 | |
| 事業量等 | |
| 事業費 | 円 |

添付書類

事業実施計画書（別記様式 号）

2 認定前着手の理由

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（ 地域振興局長）

住 所
事業主体名等
代 表 者 名 代表

年度 新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業完了報告書

下記のとおり事業を完了したので関係書類を添えて報告します。

記

| 事業種目 | 事業主体 | 事業費 | 負担区分 | | | 完了 年月日 | 備考 |
|------|------|-----|------|-----|-----|-----------|----|
| | | | 県補助金 | 市町村 | その他 | | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 合計 | | | | | | | |

添付書類

事業実績報告書（別記様式 号）

年度新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業
 (新たな米政策推進活動支援事業) 実施計画 (実績報告) 書

| | | | | | |
|-------------|-----------------------|----|-----|-----------|----------|
| メニュー名 | | | | | |
| 事業主体 | | | 事務局 | | |
| 目的及び必要性 | | | | | |
| 実施計画 (実績報告) | 取組内容 (単価、回数、参集人員等) | 時期 | 事業費 | ①+②+③ | |
| | | | | 県補助金 ① | 市町村 ② |
| | | | | | その他 ③ |
| | 合計 | | 0 | 0 | 0 |
| 添付資料 | その他、知事が必要と認める書類 | | | | |

※ 実績において、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前を () 書きで上段に、変更後のものを下段に記入すること。

※ メニュー名には「需要に応じた米生産取組支援」または「県農業再生協議会活動支援」のいずれかを記入すること。